◎新潟県告示第1366号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成24年11月13日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　区域の名称

八木向急傾斜地崩壊危険区域

２　区域の表示

イ　次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から９号までを順次結んだ線及び標柱９号と１号を結んだ線に囲まれた区域

三条市庭月

字境ノ沢	630番２	１号及び２号
	630番５	３号
字久保沢	624番６	４号
字境ノ沢	630番12	５号
	630番４	６号
	630番６	７号及び８号
	630番26	９号

ロ　次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から15号までを順次結んだ線及び標柱15号と１号を結んだ線に囲まれた区域

三条市長野

字御渕上	333番１	１号から４号、７号及び12号から15号
	333番10	５号及び８号
	333番20	６号
	333番４	９号
	333番２	10号
	334番	11号